

米子市掲示第23号

人事行政の運営等の状況について

人事行政の運営等の状況(別に公表済みの給与・定員管理に係るものを除く。)を次のとおり公表する。

令和5年6月1日

米子市長 伊 木 隆 司

1 職員の競争試験の状況(令和4年度) (単位:人)

大学卒業程度 (令和4年9月1日採用分)	第1次受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 (A)/(B)
一般事務	30	12	1	30.0
土木	1	1	1	1.0
計	31	13	2	15.5

社会人経験者採用 (令和4年9月1日採用分)	第1次受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 (A)/(B)
一般事務	74	35	11	6.7
社会福祉(児童)	5	5	2	2.5
計	79	40	13	6.1

大学卒業程度 (令和5年4月1日採用分)	第1次受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 (A)/(B)
一般事務	132	55	20	6.6
土木	3	2	0	—
計	135	57	20	6.8

短大卒業程度 (令和5年4月1日採用分)	第1次受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 (A)/(B)
保育士	23	12	5	4.6

高校卒業程度 (令和5年4月1日採用分)	第1次受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 (A)/(B)
一般事務	13	6	5	2.6
土木	1	0	0	—
計	14	6	5	2.8

高校卒業程度【障 がい者対象】 (令和5年4月1日採用分)	第1次受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 (A)/(B)
一般事務	3	0	0	—

特定業務職 (令和5年4月1日採用分)	第1次受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 (A)/(B)
特定業務	11	3	1	11.0

社会人経験者採用 (令和5年4月1日採用分)	第1次受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 (A)/(B)
一般事務	60	26	8	7.5
土木	2	2	2	1.0
計	62	28	10	6.2

大学卒業程度【追加募集】 (令和5年4月1日採用分)	第1次受験者数 (A)	第1次合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 (A)/(B)
水道化学	8	4	1	8.0

2 職員の採用、異動、退職等に関する任用の状況

(1) 職員の採用の状況

採用者数(括弧内の数は、採用者数のうち、再任用職員及び任期付職員としての採用者数を示す。)

(令和4年度)

(単位:人)

区分	競争試験			選考			計	
	男性	女性	計	男性	女性	計		
職種	一般事務	13(3)	20(5)	33	10(7)	17(16)	27	60
	特定業務職	1	—	1	—	—	—	1
	社会福祉主事	1	1	2	—	—	—	2
	建築	3(1)	—	3	—	—	—	3
	機械	—	—	—	1	—	1	1
	電気	2	—	2	—	—	—	2
	土木	2	—	2	—	—	—	2
	保健師	—	1	1	—	—	—	1
	看護師	—	1(1)	1	—	—	—	1
	作業療法士	—	1	1	—	—	—	1
	保育士	—	5(2)	5	—	1(1)	1	6
	発達支援員	—	—	—	—	1(1)	1	1
	水道一般業務	—	1	1	—	—	—	1
計	22	30	52	11	19	30	82	

(2) 職員の異動の状況(令和4年度)

(市長部局・教育委員会事務局・その他事務局)

(単位:件)

区分	部長級		次長級		課長級		課長補佐級		担当課長補佐級		係長級		主任級		一般		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
昇任	3	2	8	1	10	3	17	4	12	5	9	8	18	18	/	/	76	41
異動	1	—	2	—	5	2	11	7	18	12	42	24	38	30	5	3	112	78

(水道局)

区分	部長級		次長級		課長級		課長補佐級		担当課長補佐級		係長級		主任級		一般		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
昇任	1	—	1	1	3	—	5	—	5	2	—	—	1	—	/	/	16	3
異動	—	—	—	—	—	—	4	—	1	1	9	3	5	—	2	—	21	4

(3) 職員の退職の状況(令和4年度)

(市長部局・教育委員会事務局・その他事務局)

(単位:人)

区 分	男性	女性	計
定年退職	15	7	22
早期退職募集制度による	3	3	6
任期満了・派遣	10	25	35
自己都合退職	2	8	10

(水道局)

区 分	男性	女性	計
定年退職	4	—	4
早期退職募集制度による	1	1	2
任期満了・派遣	—	—	—
自己都合退職	—	—	—

3 職員の勤務時間、休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

※午前7時から午後10時までの間における7時間45分の勤務時間の割振変更制度あり

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和4年)

区分	総付与日時数 A	総使用日時数 B	対象職員数 C	平均取得日時数 B/C	取得率 B/A
市長部局・教育委員会事務局・その他事務局	33,427日4時間	11,197日5時間	890人	12日4時間	33.5%
水道局	4,338日7時間	1,580日7時間	111人	14日2時間	36.4%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(令和4年度)

区 分	時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
市長部局・教育委員会事務局・その他事務局	129,952時間	13.1時間
水道局	3,207.58時間	2.76時間

(4) 特別休暇等の状況(令和4年4月1日)

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	有給
社会貢献活動のための休暇	1年につき5日の範囲内の期間	有給
生理休暇	その都度必要と認められる期間	有給
結婚休暇	7日の範囲内の期間	有給
不妊治療のための休暇	年5日の範囲内(体外受精又は顕微授精に係る通院等の場合は年10日)	有給
妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回、それぞれ1日の範囲内でその都度必要と認められる時間	有給

妊婦の通勤緩和のための休暇	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内	有給
妊婦の母体等の健康保持のための休暇	必要と認められる時間	有給
妊娠に起因する障害のための休暇	2週間を超えない範囲内で、その都度必要と認める期間	有給
出産休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合には出産日までの期間、出産した場合には出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
保育時間休暇	1日2回(午前、午後各1回)各30分以内の期間	有給
妻の出産休暇	2日の範囲内の期間	有給
子の養育休暇	妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後1年までの期間内において5日の範囲内の期間	有給
子の看護のための休暇	小学校第6学年までにある子1人につき5日の範囲内の期間	有給
短期の介護のための休暇	1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間	有給
忌引休暇	死亡者の区分に応じ、1日から10日までの範囲内の期間	有給
法要休暇	1日の範囲内の期間	有給
夏季休暇	原則として連続する4日の範囲内の期間	有給
災害又は交通機関の事故等による休暇	事由に応じ、7日の範囲内の期間又は必要と認められる期間	有給
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6か月の期間内において必要と認められる期間	無給
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日2時間以内	無給
自己啓発等休業	3年以内	無給
配偶者同行休業	3年以内	無給
修学部分休業	2年以内の期間内において1週間の勤務期間の2分の1の範囲	無給
高齢者部分休業	55歳に達した日以後から定年退職日までで1週間の勤務時間の2分の1の範囲内	無給

(5) 育児休業の状況(令和4年度)

(単位:件)

区 分		男性	女性
市長部局・教育委員会 事務局・その他事務局	育児休業の承認件数	8	16
	育児休業期間延長の承認件数	-	5
水道局	育児休業の承認件数	-	-
	育児休業期間延長の承認件数	-	-

(6) 旅費制度の概要(令和4年度)

区 分		日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
特別職	議会の議員・市長・副市長	1,500円	14,800円	13,300円	3,000円
	水道事業管理者・監査委員・選挙管理委員会委員・公平委員会委員・農業委員会委員・教育委員会委員・固定資産評価審査委員会委員・その他の特別職	1,300円	13,100円	11,800円	2,600円
一般職		1,100円	10,900円	9,800円	2,200円

(注) 1 日当は、目的地が県外で、かつ、100キロメートル以上の旅行について、支給する。なお、市有の自動車(これに準ずるものとして市長が定める自動車を含む。)による旅行については、日当を支給しない。

2 宿泊料欄において、「甲地方」とは、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市をいい、「乙地方」とは、甲地方を除く地域をいう。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(令和4年度)

(単位:人)

区 分	免職	降任	休職	降給	計
市長部局・教育委員会事務局・その他事務局	—	—	21	—	21
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	21	—	21
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	—
水道局	—	—	—	—	—
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	—	—	—
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	—
計	—	—	21	—	21
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	21	—	21
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定めた事由による場合	—	—	—	—	—

(2) 懲戒等処分者数(令和4年度)

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計	(訓告)	(注意)
市長部局・教育委員会事務局・その他事務局	—	—	—	—	—	1	—
法令に違反した場合	—	—	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—	1	—
水道局	—	—	—	—	—	—	—
法令に違反した場合	—	—	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	1	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	2	—
法令に違反した場合	—	—	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—	1	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—	1	—

5 職員のサービスの状況

営利企業等従事許可の状況(令和4年度)

(市長部局・教育委員会事務局・その他事務局)

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社その他の団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	2

自ら営利を目的とする私企業(農業を含む。)を営む場合	1
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	5
計	8

(水道局)

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社その他の団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	—
自ら営利を目的とする私企業(農業を含む。)を営む場合	—
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	2
計	2

6 職員の退職管理の状況

令和5年4月1日における離職後2年間に再就職した元職員

(市長部局・教育委員会事務局・その他事務局)

(単位:人)

区 分	営利企業			営利企業以外の法人			再就職者 合計
	令和3年 度退職者	令和4年 度退職者	小計	令和3年 度退職者	令和4年 度退職者	小計	
課長級以上	1	—	1	1	—	1	2

※国又は地方公共団体に再就職した元職員(再任用を含む。)を除く。

(水道局)

区 分	営利企業			営利企業以外の法人			再就職者 合計
	令和3年 度退職者	令和4年 度退職者	小計	令和3年 度退職者	令和4年 度退職者	小計	
課長級以上	1	—	1	1	—	1	2

※国又は地方公共団体に再就職した元職員(再任用を含む。)を除く。

7 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の状況(令和4年度)

(市長部局・教育委員会事務局・その他事務局)

(単位:人)

区分	実施区分等	人数
階層別研修	鳥取県職員人材開発センター 新規採用職員、中堅職員、管理監督職(新任係長、新任課長補佐、新任課長) 他	319
	米子市 新規採用職員 他	248
希望受験研修	鳥取県職員人材開発センター 能力開発・向上研修	98
特定研修	米子市 人権問題研修、個人情報漏えい防止及び特定個人情報等の取扱いに関する研修、メンタルヘルス研修会 他	1,171
派遣研修	米子市 自治大学校、国土交通大学校、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所 他	149
自主研修	米子市 通信教育、eラーニング 他	2
合 計		1,987

(水道局)

区分	実施区分等	人数
----	-------	----

階層別研修	鳥取県職員人材開発センター 新規採用職員、中堅職員、管理監督職(新任係長、新任課長補佐、新任課長) 他	27
希望受験研修	鳥取県職員人材開発センター 能力開発・向上研修	44
特定研修	米子市 メンタルヘルス研修、個人情報取扱研修 他	7
	米子市水道局 メンタルヘルス研修、人権研修 他	190
実務研修	米子市水道局 配管実技講習、給水車運転講習 他	146
	日本水道協会 水道事業事務研修会、水道技術者研修会 他	29
	その他 水道 ICT 研修、用地事務研修、JWRC 水道講座 他	90
自主研修	米子市水道局 IT パスポート試験 他	3
合 計		536

(2) 人事評価の概要(令和4年度)

区 分	内 容	
	市長部局・教育委員会事務局・その他委員会事務局	水道局
評価の回数	1回	1回
評価の時期	1月	1月
評価の対象者数	750人	120人

8 職員の健康管理等に関する福祉の状況

(1) 職員の福利厚生事業(令和4年度)

職員の福祉に関する制度の充実を図り、もって公務の能率的運営に資するため、職員の年金制度及び健康保険制度は、鳥取県市町村職員共済組合で行っている。また、その他の福利厚生事業は、一般財団法人鳥取県市町村職員互助会と米子市職員互助会及び米子市水道局職員互助会で行っている。

ア 一般財団法人鳥取県市町村職員互助会について

(ア) 負担率

区 分	職員掛金 (対給料月額)	市負担金 (対給料月額)	負担割合 (職員:市)
令和4年度	2.0/1,000	2.0/1,000	1:1

- (イ) 令和4年度米子市負担金決算額 10,101 千円(職員1人当たり 10,967 円)
令和4年度米子市水道局負担金決算額 1,297 千円(職員1人当たり 12,121 円)

(ウ) 事業内容

給付事業	出産祝金・結婚祝金・弔慰金・入学(就職)祝金・退会せん別金
福祉事業	宿泊保養施設利用助成・インフルエンザ予防接種助成・健康ウォーク・健康セミナー

イ 米子市職員互助会について

(ア) 負担率

費用負担割合	職員掛金:市負担金
令和4年度	1:1

(掛金及び市負担金は、職員1人当たり月額 500 円)

(イ) 令和4年度米子市負担金決算額 5,460 千円(職員1人当たり6,000 円)

(ウ) 事業内容

給付事業	永年勤続記念・退会記念・弔慰金
文化体育活動助成事業	市内等文化体育施設等の利用助成
その他	福利厚生施設(地下食堂)の管理・生命保険等の団体扱い

ウ 米子市水道局職員互助会について

(ア) 負担率

費用負担割合	職員掛金:市負担金
令和4年度	1:1

(掛金及び市負担金は、職員1人当たり月額 4月1,000 円、5月～3月700 円)

(イ) 令和4年度米子市水道局負担金決算額 853 千円(職員1人当たり 8,704 円)

(ウ) 事業内容

給付事業	祝金(永年勤続・結婚・出産・銀婚)・退会せん別金 病氣見舞金・死亡弔慰金
体育文化事業助成事業	市内等体育文化施設の利用助成・体育文化行事の実施
その他	生命保険等の団体扱い・自動販売機の管理

(2) 職員の健康診断の状況(令和4年度)

(単位:人)

区 分	受診者数	
	市長部局・教育委員会事務局・その他委員会事務局	水道局
定期健康診断	1,121	121
人間ドック	391	66
がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん)	50	1
婦人検診	132	—

9 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立て等の利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(令和4年度) 該当なし

(令和3年度) 該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

区 分	継続件数	不服申立件数
令和4年度	0	0
令和3年度	0	0

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(令和4年度) 該当なし

(令和3年度) 該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(令和4年度) 該当なし

(令和3年度) 該当なし